いわき市立小中学校部活動運営方針

（令和７年４月改訂）

令和７年４月

いわき市教育委員会

は　じ　め　に

部活動は、同好の児童生徒が自主的、自発的に参加し、部活動顧問教師の指導の下、学校教育の一環として実施してきました。スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するとともに、異年齢との交流の中で、児童生徒同士や児童生徒と教師の好ましい人間関係が醸成されるなど、多様な学びの場として、部活動には大きな教育的意義があります。

しかし、一方で大会等に向けた過度な練習による教師の多忙化や、児童生徒の肉体的、精神的な負荷による学業への影響等の課題が顕在化し、学校における部活動の運営体制を根本的に見直す必要性が指摘されるようになりました。本市においても、各種大会やイベント等が近年増加し、教員にとっては、土　日や祝日等における児童生徒引率や大会運営が大きな負担になるとともに、児童生徒にとっては、学習時間が確保できない、家族の時間が持てないなど、部活動一辺倒でバランスを欠いた生活や疲労蓄積などの課題も指摘されてきました。

このような中、平成２９年１２月には、中教審の中間まとめを踏まえ、文部科学省は「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表しました。また、平成３０年２月、福島県教育委員会は「教職員多忙化解消アクションプラン」を策定し、部活動休養日の設定基準や練習時間の上限について、明示しました。

これら国・県の取組みを踏まえ、いわき市教育委員会として、部活動の適正化を進め、学校教育としてできる範囲を明確にし、実効あるルールを構築するため、本方針を策定し、平成３１年４月より実施することとしました。本方針のもと、子どもたちに、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむ資質が育まれ、バランスの取れた生活習慣を身に付けさせるとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、部活動の持続可能な運営体制を確立することを目指します。本方針の趣旨について地域や保護者の皆様へ周知を図り、ご理解をいただきながら、各小中学校における部活動の適正化が推進されることを願います。

いわき市教育委員会

目　次

〇　はじめに

１　学校教育における部活動の位置付けと意義　・・・・・・・・・・　１
（１）　部活動の位置付け
（２）　部活動の意義

２　適切な休養日や活動時間の設定等　・・・・・・・・・・　２
（１）　休養日の設定
（２）　活動時間の設定
（３）　大会等への参加の見直し

３　適切な部活動運営のための体制整備　・・・・・・・・・・　３
（１）　学校の活動方針の策定等
（２）部活動の見直しと複数顧問制の導入
（３）保護者との連携
（４）　地域との連携

４ 適切な部活動運営に向けた教育委員会の取組み・・・・・・・・・・　４
（１）各種関係団体等との連携
（２）保護者・地域住民等への周知等
（３）部活動指導員の導入
（４）各学校の取組み状況の確認と諸課題の調整
（５）研修の計画・実施
（６）　部活動の地域展開について

５　部活動での適切な指導に向けて　・・・・・・・・・・　５
（１）　児童生徒のニーズに応じた部活動
（２）児童生徒の心身の健康管理及び事故防止
（３）部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶
（４）科学的なトレーニング方法の積極的な導入
（５）指導能力の継続的な向上
（６）　外部指導者を導入する際の留意点

１　学校教育における部活動の位置づけと意義

(1) 部活動の位置づけ

平成29年３月告示の「中学校学習指導要領総則」に以下のように明記されている。

中学校学習指導要領 第１章総則
第５ 学校運営上の留意事項

> ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

上記のとおり、部活動は教育課程外で行われる学校の教育活動であり、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性を持つ。学校教育全体で目指す資質・能力の育成に資するよう教育課程との関連を図ること、また、地域の方々の協力、社会教育施設や各種団体との連携など、持続可能な運営体制を整備することが求められている。

(2) 部活動の意義

学校における部活動は、同好の児童生徒が参加し、学校教育の一環として行われることで、体力や技能の向上以外にも、異年齢との交流の中で児童生徒同士や児童生徒と教師との好ましい人間関係が構築されたり、学習意欲が向上したり、自己肯定感、責任感、連帯感が高まったりなど、児童生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義が認められる。

本市としても、学校教育の一環として、今後も適切に実施されることを推奨する。

本市の小中学校における部活動は、部活動顧問の個人的な考え・判断で運営されるものではなく、本市の学校教育の基本目標「次代のいわきを担う、『生きる力』を身に付けた子どもの育成」を目指すとともに、各学校の教育目標を具現化するために、県・市の方針を踏まえ、各学校の運営方針のもと、計画的に実施されなければならない。

２　適切な休養日や活動時間の設定等

本市における部活動は、次のルールのもとに行うものとする。

⑴ 休養日の設定

① 平日に週１日以上、週休日（土・日）に週１日以上を休養日とする。

② 次の期間は、全市一斉の休養日とする。

・夏季休業中の学校閉庁日
※学校閉庁日期間中または直後に大会があり、やむを得ず部活動を行う必要がある場合には、校長の判断により部活動実施可とする。ただし、部活動以外の業務は不可とする。
※学校閉庁日期間中に部活動指導に携わった教職員については、別日に休暇日を設けること。
・年末年始（12月29日～１月３日）６日間

③ 週休日（土・日）２日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、活動した日から前後１ヶ月以内を目安とした他の週休日、または祝日に休養日を振り替える。
やむを得ず、この期間内に休養日を設けられない場合は、この期間に近い別日に休養日を設ける。

・日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能である。ただし、前日の活動時間は３時間を上限とする。
・土曜日、日曜日に２日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、２日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。
大会前であっても同様である。
ただし、平日に行われる中学校体育大会やコンクール前の土・日曜日においては、両日において、上限３時間の練習はできるものとする。
・土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に１日以上の休養日を設ける。
・金曜日または月曜日が祝日で３連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、児童生徒や教職員にとって有益と判断される場合は、土曜日と日曜日の２日間にわたり活動できる

④ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

① 平日における活動時間は、２時間を上限とする。
② 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、３時間を上限とする。

・平日の大会あるいは週休日等の大会等及び練習試合は、上記活動時間の設定とは別に計画されるが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
・上記の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとする。

③ 特設部活動等で朝練習を実施する場合の開始時刻は、校舎解錠後の午前７時以降とし、朝練習の指導に携わった教職員については、退勤時刻後の部活動指導時間を制限するなど、負担軽減を図ること。
また、常設部同様、適切に休養日を設定するとともに、必要最低限の日数になるよう、各学校で計画すること。

(3) 大会等への参加の見直し

① スポーツ医・科学的な観点から児童生徒の健康・安全を第一に考えるとともに、学習や家庭生活とのバランスの取れた生活を実現するため、学校単位で参加する大会・コンクール・イベント等の見直しを行う。
② 各関係団体等が主催する大会・コンクール・イベント等への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先し、児童生徒や家庭に過度な負担をかけることのないようにする。
（例：定期試験直前に実施される大会等）
③ 市教育委員会は、各関係団体等に対して、大会・コンクール・イベント等の開催を精選するよう要請する。
（中体連を除く各関係団体等主催による市・方部レベルの大会等は、年間25日以内とする。）

３　適切な部活動運営に向けた各学校の体制整備

(1) 学校の活動方針の策定等

① 校長は、県教育委員会の方針及び「いわき市小中学校部活動運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、「活動計画」（年間及び毎月の活動計画）とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

② 部活動顧問は、「各部年間活動計画」（様式第１号）（平日及び休日における活動日、休養日、参加予定の大会等を明記したもの）、並びに「各部月間活動計画・実績」（様式第２号）を作成し、校長へ提出する。

校長は、「各部年間活動計画」並びに「各部月間活動計画・実績」を保管する。

③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、児童生徒が安全に活動を行い、部活動顧問等の負担が過度とならないよう、適宜、指導を行う。

④ 校長は、次のとおり市教育委員会への提出・報告を行う。

○「学校の部活動に係る活動方針」（様式指定なし）⇒毎年４月20日まで

○「各部年間活動計画」（様式第１号）⇒毎年５月20日まで

※ 「各部年間活動計画」に、週休日分の振替日を明記する。

※ 「各部月間活動計画・実績」（様式２号）については、教育委員会が必要に応じて、校長に提出を求める場合がある。

(2) 部活動の見直しと複数顧問制の導入

① 校長は、部活動の設置数を精選するとともに、一つの部活動に対し複数顧問の配置推進に努める。また、指導時間についても顧問間で調整し、部活動指導に偏りがないように努め、校務の処理や児童生徒と向き合う時間を確保する。

② 校長は、部活動への児童生徒の多様なニーズを把握し、それらに応え、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組みを推進するよう努める。

(3) 保護者との連携

① 保護者に部活動等の意義や運営に関して正しく理解してもらい、指導者と保護者が連携して活動に取り組むように努める。

② それぞれの学校の特色に応じた適切な設置部数について、保護者の理解を得ながら検討する。

③ 保護者の負担軽減に努める。

④ 部活動等休養日によりできた時間を、休養や読書、学習、家族との触れ合いの時間にあてる等、家庭と連携して児童生徒にとって有意義なものとなるようにする。

⑤ 遠征試合等については、保護者の経済的な負担や児童生徒の心身の負担、移動手段等の安全性を十分に考慮した上で、校長の責任の下、実施するものとする。

(4) 地域との連携

① 地域では、体育協会やスポーツ少年団等様々な競技団体やレクリエーション団体と連携し、技術指導の依頼、交流など様々な活動を工夫して取り組むようにする。「総合型地域スポーツクラブ」との連携も方策の一つとして考えていくようにする。

② 地域の団体等と連携する場合、部活動の活動量や強度について考慮し、児童生徒の負担とならないよう学校生活や学習とのバランスが保たれた取組みにする。

４ 適切な部活動運営に向けた教育委員会の取組み

(1) 各種関係団体等との連携（「各種」を追加）

市教育委員会は継続的に各種関係団体と連携し、市・方部レベルの大会等（各種運動競技の大会やコンクール、イベント等）の開催の精選や実施時期の見直し等を要請する。

（中体連を除く各関係団体等主催による市・方部レベルの大会は、年間25日以内とする。）

(2) 保護者・地域住民等への周知等

「いわき市立小中学校部活動運営方針」について、保護者をはじめ関係者への周知を図るため、市教育委員会のホームページに当該方針を掲載するとともに、毎年４月に市教育委員会から学校を通じて保護者宛に文書を配布する。

また、学校においては、学校の部活動運営に対する保護者や地域住民の一層の理解と協力を得られるよう努めること。

(3) 部活動指導員の導入

児童生徒数や教員数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、部活動指導員の導入を図る。指導内容の充実、児童生徒の安全・安心の確保、教職員の負担軽減の観点から円滑に部活動が実施できるよう、段階的に学校への配置を推進する。

(4) 各学校の取組み状況の確認と諸課題の調整

各学校の部活動運営について、必要に応じて学校関係者等で組織する「部活動適正化会議」等を開催し、学校が抱える部活動に関する諸課題について共通理解を図り、それらの調整及び解決を図る。

(5) 研修の計画・実施

市教育委員会は、部活動指導員を含む部活動顧問等を対象とする部活動指導に係る適切な指導の在り方等について研修を計画し実施する。

⑹ 部活動の地域展開について

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年１２月　　スポーツ庁・文化庁）を受け、市教育委員会としての現状や課題等を踏まえながら、部活動の地域展開を進める。

①　　部活動地域展開推進検討委員会の設置

教育委員会関係各課及び関係する諸団体の代表で構成される標記検討委員会を令和６年度に設置し、部活動の地域展開における現状や課題を共有し、いわき市ならではの部活動地域展開を推進する。

②　地域展開モデル事業の推進

令和９年度以降の週休日及び休日の部活動地域展開に向けて、その課題等の検証を行うために、標記事業を令和６年度から実施する。

ア　実施方法　派遣型、イベント型、地域連携型など

イ　想定種目等

運動部：サッカー、ソフトボール、バスケットボール、陸上、剣道、水泳など

文化部：合唱、美術、情報処理・パソコンなど

５　部活動での適切な指導に向けて

⑴ 児童生徒のニーズに応じた部活動

児童生徒の間には、競技志向の児童生徒もいれば、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達をつくりたいなどレクリエーション志向の児童生徒もいることから、部活動顧問の一方的な方針で活動するのではなく、児童生徒との意見交換等を通じて児童生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定する。

⑵ 児童生徒の心身の健康管理及び事故防止

①　部活動顧問等は、個々の児童生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて児童生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら指導する。また、部長の児童生徒は心身両面で他の児童生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援にも留意する。

②　計画的な活動により、各児童生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習に留意するとともに、児童生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。また、児童生徒自身が積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする。

③　常に、最悪の場合を想定し指導に当たる。また、部活動顧問一人一人が救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解し、緊急時に適切に対応できるようにする。

④　障がいのある児童生徒については、一人一人の障がいの程度や状態等が様々なことから、部活動顧問間で配慮事項等を把握するとともに行動の観察と危険を予測しながら、安全に十分配慮して指導に当たる。また、既往歴の把握や健康観察にも留意する。

⑤　頭を強く打ち付けた場合は、直ちに活動を中止し、脳神経外科等の専門医の診断を受ける必要がある。なお、頭に同じような衝撃を二度受けた場合、一度目が軽微なものであっても、二度目の症状が重篤になること（セカンドインパクト症候群）があるため活動に復帰させる際には、専門医の判断を仰ぐ。

⑥　発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

⑦　熱中症は、生命にかかわる病気であるが、適切な対策をしていれば防ぐことができる。部活動の実施に当たっては、「熱中症予防のための運動指針」（日本スポーツ協会）を目安に対策を講じる。

なお、熱中症の発生には環境の条件以外に、運動の条件や個人のコンディションも関係していることを認識しておく必要がある。また、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5などの気象情報も事前に収集しておく。

(3) 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶

①　部活動での指導で、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りである。体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

②　部活動顧問等は、児童生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）が、児童生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導に当たる。

③　児童生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは、行わない。

〇　教職員の不祥事防止について（平成25年3月：福島県教育委員会）

〇　信頼される学校づくりを職場の力で（平成30年改訂版：福島県教育委員会）

(4) 科学的なトレーニング方法の積極的な導入

部活動顧問等は、自分自身のこれまでの実践や経験による指導だけでなく、科学的な理論や根拠が得られている練習法や新たに開発された技術などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす。

体育・スポーツの研究によると、筋力や全身持久力をはじめとする体力の要素は、運動をすればするほど向上するものではなく、適切な休養と栄養の補給を挟みながら運動することで、運動前よりも体力が向上することが明らかになっている。（超回復）

また、トレーニングの負荷については、児童生徒の体力状況に応じた適切な負荷であることが必要である。（トレーニングの三原理・五原則）

(5) 指導能力の継続的な向上

① 「部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、校長は、学校組織全体で取組を進めるために、部活動顧問等に対して部活動の意義、運営や指導の在り方について定期的に行う研修等により共通理解を図る。

② 部活動顧問等は、技術指導の内容とともに、児童生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、休養、栄養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、それらを向上させることが重要である。

(6) 外部指導者を導入する際の留意点

① 学校が、外部指導者を導入するに際しては、部活動が学校の教育活動の一環として実施するものであることを踏まえ、次の点に留意する。

○ 学校全体で導入の方針等を確認し、保護者にも外部指導者について周知する。
○ 外部指導者は、指導するスポーツ等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者に依頼する。
○ 活動方針や活動計画の作成など、運営全体は部活動顧問等が進める。
○ 部活動顧問等は、外部指導者とは常に情報交換を行い、密に連携を図る。
○ 謝金等の報酬については、関係機関との連携を図り、予め外部指導者と確認する。

② 部活動顧問等と外部指導者は、次の内容について確認する。

○ 活動の目標、計画、内容について確認するとともに、部活動顧問等と外部指導者の役割を分担する。
○ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。
○ 児童生徒間トラブルや児童生徒からの相談などについての情報を共有する。
○ 不適切な指導と体罰の禁止について、必ず確認する。
○ 練習時間や休養日について確認する。